

【3-9】

湾・灘の区分	播磨灘、備讃瀬戸、備後灘（香川県海域）								
取組の名称	香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システム								
事業期間及び事業費	事業期間：平成25年5月～ 事業費：県及び市町（内陸部を含む全市町）による負担金								
事業体制	香川県海ごみ対策推進協議会（平成25年5月24日設置） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">国</td> <td>国土交通省四国地方整備局 第六管区海上保安本部高松海上保安部 環境省中国四国地方環境事務所</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>香川県</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>全市町（17）</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>香川県漁業協同組合連合会 公益財団法人 香川県環境保全公社</td> </tr> </table>	国	国土交通省四国地方整備局 第六管区海上保安本部高松海上保安部 環境省中国四国地方環境事務所	県	香川県	市町	全市町（17）	民間	香川県漁業協同組合連合会 公益財団法人 香川県環境保全公社
国	国土交通省四国地方整備局 第六管区海上保安本部高松海上保安部 環境省中国四国地方環境事務所								
県	香川県								
市町	全市町（17）								
民間	香川県漁業協同組合連合会 公益財団法人 香川県環境保全公社								
事業の背景・目的	平成25年5月に、国、県、内陸を含む全市町及び各種団体の参加により設置した「香川県海ごみ対策推進協議会」で、香川県独自の海底堆積ごみ回収・処理システムを構築。								
事業場所の詳細	香川県内								
事業内容	<p>底びき網漁等で網にかかった海底堆積ごみを、漁業者がボランティアで陸まで持ち帰り、分別・保管を行い、市町が運搬・処理を、市町が処理できないごみについては県が業者に委託して運搬・処理を実施し、ごみの処理費用を、県及び市町（内陸部を含む全市町）が負担する。</p> <p>このシステムの最大の特長は、沿岸域だけでなく内陸部まで含め、海域・陸域一体となって、県・市町・漁業者等が協働で海底堆積ごみの回収・処理に取り組むことにあり、全国でも初の試みとなる。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[回収] --> B[分別] B --> C[保管] C --> D[運搬] D --> E[処理] subgraph "《市町処理困難物》" D2[県が委託した運搬業者] E2[県が委託した廃棄物処理事業者] end D --> D2 D2 --> E2 </pre> <p>※ 運搬・処理の費用は、内陸部含む全市町、県が負担</p> <p>※ 底びき網漁業の操業禁止区域については、幼稚魚の生育の場を保全するという観点から、水産部局において海底堆積ごみ回収事業等に取り組んでいる。</p> </div>								
モニタリング方法（効果の確認方法）の概要	参加漁協数、県・市町のごみ回収・処理量(t)を年度ごとに取りまとめる。								
取組による効果・影響及びその判断基準等	平成30年度実績：参加漁協数 20漁協、回収・処理量 16トン								
モニタリング結果の活用方法	香川県海ごみ対策推進協議会では、市町の処理実績に応じて費用を補助しているため、各市町の年間の処理量が把握できる。								
関係機関等における連携・情報共有の方法	取りまとめた結果は、年度末に開催する香川県海ごみ対策推進協議会で報告している。								
現状での課題	・回収量や参加漁協の増加対策 ・瀬戸内海全体での取り組みの広がり								
今後の予定等	引き続き実施する。								
取組事例についての発表資料等	瀬戸内海環境保全小委員会（第15回）資料								
情報提供元	香川県環境森林部環境管理課								